

平成20年度第1回宮城県事業認定審議会議事録

日 時 平成20年9月29日(月) 午後1時30分～午後2時40分

場 所 行政庁舎11階 第2会議室

- 次 第 1 開 会
2 議 題
(1) 会長及び副会長の選任について
(2) 事業認定制度の概要について
(3) 平成15年度から平成20年度までの事業認定の状況について
(4) 平成20年度事業認定申請に関する事前相談等について
3 その他
4 閉 会

出席委員 渡部修委員、二谷一雄委員、高田登志江委員、南部繁樹委員、大山弘子委員
井坂正宏委員、中村捷子委員

- 配付資料 1 土地収用法(抜粋)
2 宮城県事業認定審議会条例
3 宮城県事業認定審議会運営規則
4 事業認定制度の概要
5 審議会手続図
6 平成15年度から平成20年度までの事業認定の状況について
7 平成20年度事業認定申請に関する事前相談等について(委員のみに配付)
-

1 開 会

- (1) 会議成立の確認
事務局から、委員総数7名中出席7名で過半数の定足数に達しており、事業認定審議会条例第4条第2項の規定により、本審議会が成立していることが報告された。
- (2) 会議の公開の確認
宮城県事業認定審議会運営規則第5条第1項の規定により、審議会を原則公開すること、ただし書きによりまして非公開にすることもできることについて、事務局から報告された。(傍聴者1名)
- (3) 挨拶
三浦土木部長から、今回の審議会の概要説明を含めて挨拶があった。
- (4) 委員等の紹介
新たに委員を委嘱した第1回目の会議であることから、委員及び事務局職員について、事務局から紹介がなされた。

(三浦土木部長 所用により退席)

2 議事

宮城県事業認定審議会の会長が不在であることから、議題（１） 会長及び副会長の選任までは宮城県土木部藤村用地課長が仮議長を務め、会長が選出されたのちは、事業認定審議会条例第４条第１項により会長が議長を務めた。

(1) 議題（１） 会長及び副会長の選任について

委員の互選による会長及び副会長の選出を行った結果、渡部委員が会長に、二谷委員が副会長に選出された。

（南部委員 所用により退席）

(2) 議事録署名人の指名

宮城県事業認定審議会運営規則第８条第２項の規定により、会長と会長が指名した高田委員となった。

(3) 議題（２） 事業認定制度の概要について

議題（３） 平成１５年度から平成２０年度までの事業認定の状況について

事務局から、議題（２）及び（３）について、資料により一括説明がなされた。

○質疑応答

〈二谷委員〉

事業認定案件は派生的効果のため手続きをとっているのか？

〈事務局〉

派生的な効果を目的として事業認定申請をしているというケースがほとんどである。

土地収用を目的として事業認定された案件は２件※¹ あるが、その後、収用裁決申請が出されたものはない。

派生的効果を目的とした案件で収用裁決申請が出されたケース※²がある。

※¹ 平成16年度の仙台空港線鉄道建設工事と桃生町庁舎兼コミュニティセンター等整備事業

※² 平成19年度の(仮称)石巻青果花き地方卸売市場建設事業

〈二谷委員〉

意見書がでないと審議会は開かれないということですか？

〈事務局〉

そのとおりである。

〈中村委員〉

事業認定一覧表の年度の隣の番号は何ですか？特別な意味はあるのか？

〈事務局〉

それぞれ（年度ごと）の通し番号である。

(4) 議題（４） 平成２０年度事業認定申請に関する事前相談等について

議題（４）の説明の前に、事務局から、内容が各自自治体が事業認定の申請につい

て最終的な意思決定をしていない案件であること、各自治体が事務事業を公正に又は円滑に進める意味で支障が生ずる可能性があるものであり、宮城県情報公開条例第8条で規定する非公開情報に該当するので、この議題については非公開したいとの付議が出された。

○質疑応答

〈二谷委員〉

これまでは公開としてきたが、非公開にしたいという理由は、その後の世の中の変化といたしますか、個人情報の取扱い方や、その辺が社会的な重みが違ってきていますので、やむを得ないですかね。

〈事務局〉

次の議題だけ（非公開）ということです。

〈二谷委員〉

わかりました。

〈議長：渡部委員〉

非公開でよろしいでございましょうか？

〈委員から「はい」の声〉

以上のような質疑応答を経て、議題（4）について非公開の決定をした。

《これ以降、非公開》

《これ以降 公開》

3 その他

事務局からは、とくに報告等するものはなかったが、委員より質問がなされた。

○質疑応答

〈中村委員〉

これだけ事前相談とかありますでしょうか。それで意見がなければ審議会が開かれないみたいな様子なんですけれども、どういう意見書が、どういう状態で出てくるものなのでしょうか？

〈事務局〉

申請書が挙がってくると、市町村に申請書の写しを送って、皆さんに2週間ほど縦覧していただく。それ（事業）に対して事業認定をすべきではないとか、こんなところは問題があるという話で意見書が挙がってくると思います。

〈中村委員〉

意見書を出す方というのは、どういう関係の方が多いですか？

〈事務局〉

意見書を提出できる方は、土地の所有者、関係人。あとはその起業地の周辺の住民の方で、事業の恩恵を受ける方とか、環境面等で影響を受ける方となっております。この中には法人も対象となっておりますので、法人からの意見の提出も構わ

ないとなっております。つまり、その起業地の範囲内だけではなく、周辺の方でも意見書の提出は可能だという形となっております。

〈中村委員〉

ニュースで話題になった長野の河川工事もそういうもの（意見書の提出されたもの）の一つなんですか？

〈事務局〉

分かっている範囲ですと、事業認定の取消訴訟があった静岡空港は、意見書が何件か提出されて、審議会とかいったものを開いているということです。その具体的な中身についてもインターネットで公開されていまして、どういった意見書が出ているかということがはっきり分かります。

どんな意見書でも必ず（審議会を）開くかということ、そういう訳ではなくて、例えば、補償に対する不満とか、そういったものに対しての意見については、審議会を開かなくても構わないということとなっております。

〈議長：渡部委員〉

全国的には（意見書の提出された案件は）増えているのですか？さきほど部長のお話だと、取消訴訟が結構あるような話ですが。

〈事務局〉

必ずしも土地収用の手続きによらずに、極端に言えば、すぐにでも取消訴訟になるような事案もあるようです。取消訴訟が増えたから意見書（の提出された案件）も増えるかということ、一致しているかどうか把握しておりません。

〈議長：渡部委員〉

東北地方のほかの県の動向などは？情報交換みたいなのはないのですか？

〈事務局〉

すいません。確認しておりません。

〈議長：渡部委員〉

（中村）先生よろしいですか？

〈中村委員〉

はい。ありがとうございます。

〈議長：渡部委員〉

これをもって議事一切終了といたします。どうもありがとうございました。

4 閉 会

事務局より、「これを持ちまして、平成20年度第1回宮城県事業認定審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。」との発言をもって終了した。